

令和3年9月13日

保護者様

墨田区教育委員会
墨田区立小梅小学校

緊急事態宣言の延長に伴う感染症対策の一層の徹底について

日頃より、本区の学校教育に御理解、御協力をいただき、誠にありがとうございます。

報道等にもありますように、現在、東京都に発出されている緊急事態宣言は9月30日まで延長することが決定しました。保護者の皆様におかれましては、感染が若年層にも広まっている状況を踏まえ、これまでの感染症対策の一層の徹底をお願いします。

区立幼稚園及び小・中学校においては、感染防止対策を徹底するとともに、児童・生徒等一人ひとりが感染症対策を一層徹底するよう指導しながら、緊急事態宣言期間の解除まで、下記のとおり、学校運営を行うこととします。

つきましては、区立幼稚園及び小・中学校での感染症対策について、御理解・御協力いただきますようお願いいたします。ただし、今後の感染状況により、変更となる場合があります。

記

1 学校運営の基本方針

感染防止対策を一層徹底しながら学校運営を継続します。

2 児童・生徒等に対する指導

(1) 学習活動について

- 家庭科における調理実習や音楽における歌唱の活動や管楽器（リコーダー等）を用いる活動など、感染症対策を講じてもなお飛沫感染の可能性が高い学習活動は、学校の授業では行いません。

(2) 部活動について

- 緊急事態宣言の解除まで、原則として部活動は中止します。ただし、運動部の大会等や文化部のコンクール等につながる大会（以下「大会等」という。）については、校長の判断の下、部活動の実施を可とし、大会等参加に伴う練習は週4日以内で認めます。
- 大会等に参加する場合、学校からの通知を受け、参加する本人・保護者の同意書及び出場する大会等の14日前から大会等終了までお子様の健康観察表を提出してください。なお、大会等参加中は、学校と保護者等との連絡が直ちに行えるよう緊急連絡先を学校に伝えてください。
- なお、大会等の出場を目的としない部活動においては、校長の判断の下、生徒の心身の健康等を維持するために、真に必要と判断した場合には、健康観察を確実に
行い、週に3日以内で活動は認めます。

(3) 学校行事について

- 都県境を越える日帰りの校外学習は時期を変更したうえで実施します。
- 宿泊行事は、先の9月7日に通知したとおり、9月13日から9月26日までに予

定していた事業を9月27日以降に延期して実施します。なお、一部の事業については代替措置の検討も含め日程調整中です。決定次第、学務課より別途通知します。

- 引き続き、複数学年が同一会場に集まる活動は行いません。
- 飲食を伴う学校行事は行いません（お弁当や給食は除く）。

(4) 児童・生徒等への個別の配慮

- 感染予防や感染不安により登校できない児童・生徒等については、オンライン等を活用して健康観察や連絡、学校が準備した授業内容や課題の配信など様々な工夫を行い、オンライン環境とオフラインを組み合わせることで個別に対応します。
- Wi-Fi環境がない家庭について
 - ・ 準要保護世帯は「家庭学習用モバイルWi-Fiルーター貸出」事業を活用できます。
 - ・ 準要保護以外の世帯についても、お手持ちの機器の故障等の場合に一時的に貸出をできる場合があるので、学校に相談してください。

3 家庭での感染症対策について

現在、国内の感染者が増加している状況では、ウイルスを家庭に持ち込まない行動を意識し、各家庭におかれましても、以下のような感染症対策に御協力をお願いします。

- 日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛
- 繁華街やカラオケ、ゲームセンターに行かない。
- 3密の回避、正しい手洗い（アルコール消毒等）、咳エチケット（マスク着用等）
- 毎日の検温と健康観察表の記入、お子様の健康管理
- 十分な換気、手が触れる場所の消毒
- タオルなどを共用しない。
- 友達と会食しない。食事中は会話しない。
- 買い物などで外出する場合でも、人数や時間は最小限とする。
- 体調不良や重症化リスクの高い高齢者、基礎疾患がある方は、会食を極力控える。
- 同居している家族についても会食などへの参加を控え、外出先からの帰宅時には、手洗いや消毒などを徹底する。

4 お子様の登校自粛等の判断について

- (1) お子様や同居の家族が体調不良¹の場合は、医療機関を受診し、症状が軽快²するまでお子様の登校を控えてください。この場合、「欠席」扱いとはしません。

ただし、同居の家族の体調不良がワクチン接種後の副反応によることが明らかな場合には、お子様が登校を控える必要はありません（登校できます）。

- 1 体調不良の症状（例）…発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、関節・筋肉痛、下痢、嘔気、嘔吐、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、頭痛、嗅覚障害、味覚障害

- 2 症状軽快の目安…解熱剤を使用せずに解熱しており、症状が改善傾向であること。

- (2) お子様がPCR検査・抗原検査を受けることになった場合は、お子様の登校は控えてください。「検査理由」、「検査日」、「検査機関」、「症状の有無」を学校に連絡してください。この場合も、「欠席」扱いとはしません。検査結果が出ましたら、御連絡願います。また、保健所から濃厚接触者として自宅待機の要請が出た場合も「欠席」扱いとはしません。

- (3) お子様在学校登校日にワクチン接種を受けるために登校できなかった場合には、「欠席」

扱いとはしません。その旨を学校に御連絡願います。

- (4) お子様はワクチン接種を受けた結果、副反応による発熱等の体調不良で登校できなかった場合は、「欠席」扱いとはしません。
- (5) 登校する際は、お子様にマスク、ティッシュ、ハンカチを持参させてください。
- (6) 毎朝、タブレット端末における健康観察カードにて、お子様の健康状態を確認します。お子様の健康把握のため、必ず入力及び送信するようにしてください。
- (7) 登校後に発熱等の症状が見られる場合は、保護者に御連絡しますので、お迎えをお願いいたします。
- (8) 教室は適切に換気し、多数の手が触れる場所は、毎日消毒を行っています。
- (9) 手洗い、マスクの着用を徹底します。
- (10) 屋外で人と十分な距離が確保できる場合等は、国のガイドラインに従って、マスクを外すなど、活動の状況や児童生徒等の様子なども踏まえ対応します。
- (11) 新たな変異株（デルタ株）による現下の感染状況を考慮して、学校から各家庭へ感染拡大を防止するため、状況に応じて臨時休業（学級閉鎖）の判断を行います。

5 同居家族等がPCR検査・抗原検査を受ける場合のお子様の登校について

- (1) 同居家族等がPCR検査・抗原検査を受けることになった場合にも、「検査対象者」、「検査理由」、「検査日」、「検査機関」、「お子様の症状の有無」を必ず学校に御連絡ください。また、検査結果も御連絡願います。
- (2) 同居家族等がPCR検査・抗原検査を受ける場合の児童・生徒等の登校の取り扱いについて、次のとおりとします。

同居家族等が受検するPCR検査・抗原検査の事例	児童・生徒等の登校の可否
① コロナを疑う症状があるために行う場合	検査結果が出るまでは登校を控えてください。
② 濃厚接触者となり検査を行う場合	
①②以外の理由で行う場合 (例) ・同居家族が通う施設（学校・勤務先等）において、陽性者が発生し、 <u>施設内の感染拡大予防のために濃厚接触者に該当しない集団に対して行う場合</u> ・ <u>施設内の感染拡大予防を目的に定期的に行う場合</u> ・国内移動、海外渡航前に行う場合 ・医療機関が手術・治療等の前に行う場合	登校可とします。 登校を控える際は、「欠席」扱いになりません。

【連絡先】

(学校名) 副校長 酒見 裕子

電話 03-3625-0321 平日 午前8時15分から午後4時45分まで

【お問い合わせ】

○教育活動について

教育委員会事務局指導室 03-5608-6307

○宿泊行事について

教育委員会事務局学務課事務担当 03-5608-6303

○感染症対策について

教育委員会事務局学務課給食保健・就学相談担当 03-5608-6305